

秋田県告示第207号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示第483号）の一部を次のように改正したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年3月30日

秋田県知事 佐竹敬久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3、 <u>別紙1-4、別紙1-5及び別紙1-6</u> にそれぞれ定めるものとする。	秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3及び別紙1-4にそれぞれ定めるものとする。

（別紙1-4）の次に、（別紙1-5）及び（別紙1-6）を加える。

(別紙1-5)

1 特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県すけとうだら日本海北部系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

ア 水域

イの対象とする漁業がすけとうだら日本海北部系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項第2号規定する小型機船底びき網漁業のうち、第72条第1項第1号に規定する手繰第一種漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、その他秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだらを採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を秋田県すけとうだら日本海北部系群漁業に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（隻日）
小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）	550

5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙1-6)

1 特定水産資源

するめいか

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

ア 水域

イの対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

いか釣り漁業（法第121条第1項の規定による秋田海区漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた漁業、秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号。以下「調整規則」という。）第4条第1項第12号に掲げる小型いか釣り漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、その他秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を秋田県するめいか漁業に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

いか釣り漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（許認可隻数）
いか釣り漁業	67

5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。